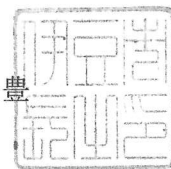


伊豆市訓令第7号

伊豆市包括施設管理業務委託プロポーザル審査委員会設置要領を次のように定める。

令和8年7月24日

伊豆市長 菊 地 豊



伊豆市包括施設管理業務委託プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 伊豆市包括施設管理業務を委託する業者を選定するに当たり、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる事業者を、厳正かつ公平に決定するため、伊豆市プロポーザル方式等の実施に関するガイドラインの規定に基づき、伊豆市包括施設管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等の審査及び受託事業者の決定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、プロポーザルの審査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、伊豆市包括施設管理業務委託の事務を所管する副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は、次に掲げる職にある者を委員として組織する。
 - (1) 第2項の副市長以外の副市長
 - (2) 総合政策部長
 - (3) 総務部長
 - (4) 産業部長
 - (5) 建設部長
- 6 委員に事故あるとき、又は委員が欠けたときは、委員長の許可を得て、当該委員があらかじめ指定する職員に代理させるものとする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部資産経営課資産経営スタッフにおいて処理する。

(その他)

第7条 この訓令の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。
- 2 この訓令は、第2条に規定する委員会の所掌事務が終了した日に、その効力を失う。